

意見書案第1号

2021年度介護保険制度の改定に対する意見書

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月23日提出

提出者 長門市議会議員 岩 藤 睦 子

賛成者 長門市議会議員 重 村 法 弘

賛成者 長門市議会議員 重 廣 正 美

長門市議会議長 武 田 新 二 様

2021年度介護保険制度の改定に対する意見書

介護保険制度は、2000年に「高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み」として創設され、これまで様々な制度改正を行ってきたところである。

現在、社会保障審議会介護保険部会では、2021年の次期改定に向けて要介護1・2の「訪問介護の生活援助」「通所介護」を介護保険給付から外し、自治体の地域支援事業に移行することやケアプランの利用者負担などが検討されている。

しかし、このような見直しを実現すると、利用者の負担増加やサービスの利用抑制に加え、地方自治体へ大きな負担を強いることにつながり、結果として、利用者が必要な時に必要なサービスを受けられなくなる懸念される。

介護保険制度は「3年を1期」として、サービス提供体制の整備や保険料の設定などが行われ、2015年には介護予防（要支援1・2）の通所介護と訪問介護が地域支援事業に移行したほか、特別養護老人ホームの入所要件が原則要介護3以上となるなどの大きな改定が行われた。

本市では、通所介護・訪問介護のうち生活援助について介護給付から外れることになる方は、介護保険認定者2,699人（2020年2月29日現在）のうち要支援、要介護1・2認定者1,740人であり全体の64.47%に上る。

2015年の改定に対する評価も定まらない中、地域支援事業へのさらなる移行を行うことは早計であり、次期改定が給付の抑制と利用者の負担増とならないよう検討することを国に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月23日

長門市議会

[提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣]